



5月は消費者月間です。今年度のテーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては「デジタル時代に求められる消費者力とは」をテーマとして掲げています。

デジタルサービスの仕組みやリスクの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていくことが求められます。

消費生活センターをご存じですか？

栃木市消費生活センターは市民の皆さん(消費者)が安心して消費活動を行えるように、様々な情報提供や消費者被害に遭わないための啓発活動・相談を行っています。商品の購入、サービスの契約などについて疑問に思ったり、困ったことがありましたら、お気軽に消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談員が地域で行う出前講座「悪質商法から身を守るために最新の手口を知ろう！」も行っていきます。自治会行事や仲間内の勉強会などにご活用ください。

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

Table with columns: 相談 (Consultation), 日時 (Date/Time), 場所 (Location), 問合せ先 (Contact Info). Rows include: 弁護士相談 (Lawyer), 法律相談 (Legal), 宅地建物相談 (Real Estate), 司法書士相談 (Notary), 行政書士相談 (Administrative), 消費生活相談 (Consumer), 合同相談 (Contract), 市民相談 (Citizen), 人権相談 (Human Rights), 配偶者等からの暴力(DV)相談 (Domestic Violence), いじめ相談電話 (Bullying), 青少年相談 (Youth), 家庭児童相談 (Family/Child), 児童虐待相談 (Child Abuse), 婦人・ひとり親家庭相談 (Women/Single Parent), 障がい児者相談 (Disability), ひきこもり相談 (Hikikomori), 就労支援相談 (Employment), 高齢者相談 (Elderly), もの忘れ相談 (Memory Loss).

結婚新生活を応援！結婚新生活支援補助金

★新婚生活を始める夫婦の住まいに関する費用について補助を行います。

対象者 令和6年4月1日以降に婚姻し、所得合計500万円未満かつ婚姻時に各々の年齢が39歳以下の新婚夫婦
補助対象費用 住宅の購入・賃借費用および引越費用
補助金額 30万円まで
申請期間 4月1日～令和7年3月31日
※記載内容以外に複数の要件があります。詳細は問合先へ。



令和6年度東京都通勤・通学への支援

★東京都内に通勤、通学する方への支援があります。
※記載内容以外に複数の要件があります。詳細は問合先へ。

東京都通勤者支援補助金

対象者 東武鉄道または新幹線の定期券を購入し、東京都内へ通勤している方
※神奈川県、千葉県については対象になる場合がございます。
補助対象費用 東武鉄道特急券、新幹線定期券の購入費用
補助金額 1月当たり最大1万円※利用期間上限36か月
申請期限 令和7年3月31日



通学者定期券購入費補助金

対象者 鉄道を利用して東京都内へ通学する大学生・短大生・専修学校生
※神奈川県、千葉県については対象になる場合がございます。
補助対象費用 通学定期券のみ
補助金額 1年度当たり2万円まで
申請期限 令和7年3月31日



地域政策課 ☎ (21) 2453

あるが嬉しい花やか事業の協力団体の募集

市民憲章の「自然と伝統を大切に、美しい環境をつくります」を实践するため、美しい花のあるまちづくりと花を育て地域コミュニティづくりを行う団体を募集します。団体には、計画する花の種子を提供します。

- 対象団体 下記条件にあてはまる団体
・自治会、ボランティア団体、趣味のサークル、企業・地域など
・年間を通じて維持管理を行うことができること
・構成員が5人以上
対象用地 広く一般の人が常時立ち入ることができる状態にある土地、概ね10アール(1反・300坪)の面積とする。
謝金 年間5万円
申込 提出書類を5月31日(金)までに問合先に提出。
問 地域政策課 ☎ (21) 2453



ケーブルテレビの「ケーブルスマホ」家族わけあいプラン新登場!
ひとりでも 家族でわけあいも
CATV ケーブルテレビ栃木 栃木市樋ノ口町 43-5 ☎ 0120-25-1819

経営相談・税務相談・相続税申告
小さな疑問、お気軽にご相談ください
(認定経営革新等支援機関)
篠木税務会計事務所
税理士・行政書士 篠木 一夫
税理士 渡邊 敬
〒328-0075 栃木市南都町2-15-25オークラハイイツ1F(栃木女子高テニスコート近隣)
TEL 0282(22)6611 FAX 0282(22)6618
E-Mail shinogi-kaikei@cc9.ne.jp